

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月27日(月) 13時57分から14時59分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(12人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	内野淳志
委員	14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について

 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長職務代理、挨拶の後) それでは只今から第 3 2 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 4 番、太田委員、 5 番、又村委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
	議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 3 件です。 1 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 10,955 m²、 さんと さんの JA たきかわ通しの転貸の解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。老齢により経営規模縮小のため遠隔地の農地を整理したものです。併せて さんの近隣の さん、 さんの農地も今年の 5 月 1 日

	で期間満了になりますが、更新しない方向です。さんの農地と併せてさん 37,311 m²、さん 10,689 m²が空くことになります。今後の耕作者は未定です。 2 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 19,190.75 m²、さんとさんの解約です。解約理由は貸主の申出によるものです。さんはさんの農地で水稻を耕作しておりましたが、周囲が畑地で所有者であるため、さんが今後畑として利用してもらうことを希望したため解約したものです。解約後は畑作農家が新規で貸借する予定です。 3 番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 25,595 m²、さんとさんの解約です。老齢により経営規模縮小のため遠隔地の農地を整理したものです。解約後は新規で賃貸借します。 本案件は、賃貸借の解約がいずれも成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。 議長 説明が終わりました。質疑意見を求めます。 各委員 (なしの声あり) 議長 質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。 各委員 (異議なしの声あり) 議長 議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。 議長 議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 3 条に基づく利用権の中途解約について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 説明員 議案第 2 号、農地法第 3 条に基づく利用権の中途解約について説明します。農地法 3 条使用貸借の解約です。 1 番、北滝の川 番、現況地目「田」、面積 9,543 m²、さんとさんの解約で解約理由は、借主の申出によるものです。先月のさんの農地取得に伴い、農地の集約化のため遠隔地の農地を整理するものです。解約後は、議案第 5 号で説明しますが、近隣耕作者に賃貸借する予定です。 本案件は、農地法に基づく合意解約がなされているので、解約が成立
--	--

		していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 2 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転 5 件です。 1 番、江部乙町 番、「畑」 9,828 m²、さんと さんとの 3 条売買による所有権移転です。老齢により遠隔地の農地の維持管理困難なため、近隣耕作者の さんに 400,000 円で売却するものです。 2 番、江部乙町 番、地目「田」 33,474 m²、「畑」 2,680 m²、さんと さんとの 3 条売買による所有権移転です。老齢により遠隔地の農地の維持管理困難なため、貸借人の耕作主である さんに 1,200,000 円で売却するものです。 3 番、北滝の川 番、地目「田」 3,820 m²、さんと さんとの 3 条売買による所有権移転です。農地を相続しましたが、遠隔地の農地で維持管理困難なため、貸借人の耕作主である さんに 625,200 円で売却するものです。 4 番、5 番は占有地の払い下げ処分のため北海道財務局が占有地の耕作者である さん、さんに反当たり 6,250 円で売却するものです。 4 番、江部乙町 番、「田」 581 m²、4,000 円で さん、 5 番、江部乙町 番、「田」 1,323 m²、8,000 円で さんに売却します。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第 3 号、申請番号 2 番を除く 4 件について

	て、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号、申請番号 2 番を除く 4 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、申請番号 2 番を除く 4 件については原案のとおり決定といたします。申請番号 2 番については、私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎいたします。
内野職務代理	議長を引き継ぎいたします。
議 長	申請番号 2 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき 委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 7 退室)
議 長	申請番号 2 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 2 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、申請番号 2 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 8 入室)
内野職務代理	委員が戻りましたので議長を退任します。
議 長	議長を引き継ぎます。
	議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件、使用貸借権 1 件です。
	1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。転用面積 243 m ² 、農用地区域内、転用目的は隣接地の現況地目「宅地」を含む一帯に農産加工施設ワイン醸造所、車両通路及び駐車場の造成で

説 明 員	す。申請者は令和元年より小売業を開始、令和3年に株式会社を設立、今回の申請はワインの小売業から製造業への業種転換をし、ワインを作る醸造所の建築となります。醸造所には直売所も併設し、観光客の来訪を期待できると同時に近隣の生産者から原材料の受け入れや醸造の受託も行う予定です。別添資料 35 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。尚本申請地は農用地区域ですが農産加工施設のため農業会議の審議案件からは除外されます。 2 番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 458 m²、第二種中高層住居専用地域内、転用目的は一般住宅の建築です。申請者は市内のアパートに居住しており、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 36 に位置図、工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。 3 番、北滝の川 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、 さん、譲受人 さん。転用面積 15,546 m²、準工業地域内、転用目的は中古車展示場等の造成です。申請者は当該申請地の隣接地で店舗を有しており、主に中古車販売、車両部品の販売を行っていますが事業の拡大に伴い、中古車展示場の拡大、試乗コースの設置、また申請者はペットのブリーダーの資格も有しておりドッグランも併せて造成し、本格的に事業の拡大を行います。別添資料 37 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。転用面積が 3,000 m²を越えるので北海道農業会議の常設審議会案件となります。 以上、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。 1 番について、補足説明をします。新規就農で入ってきて次世代人材育成が昨年で終了、醸造所を作るにあたって経済産業省のコロナ対応での業種転換の補助金申請を 2 回申請しましたが、採択されずという状態で、現在ワイン作りは岩見沢市にある会社でワインを作っています。経
--------------	---

	済産業省の補助金が採択されなかったことで本来であれば昨年転用申請が上がる予定だったのですが、公庫の追加融資ができるようになったことから事業に着手しました。農用地域ですが、農産加工施設なので農振の農用地域からは農業施設用地への用途区分変更となり軽微な変更となります。あと、水がないのですが、水道を設置するということで水道企業団と話ができております。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号については原案のとおり決定といたします。
	議事日程9番、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。
	今月は貸借権の設定が30件、使用貸借3件、所有権移転4件です。更新案件については、氏名と期間、10a当たり金額のみ説明とします。
	1番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。
	2番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「畑」3,000円です。
	3番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」5,600円です。
	4番、さんからさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。
	5番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000

	円です。 6 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 7 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 8 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 9 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 10 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。9 番の農地の方が土地条件が悪いため低い賃借料になっています。 11 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 12 番、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、2,000 円です。 13 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 14 番から 30 番までは新規の賃貸借となります。 14 番、江部乙町 番、地目「田」面積 35,081 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 15 番、江部乙町 1736 番 108、地目「畑」面積 1,819 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。JA たしかわ転貸の期間満了のため相対で新規貸借するものです。 16 番、江部乙町 番、地目「畑」面積 19,190.75 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。所有者の畑地化希望により さんに代わって さんが耕作するものです。 17 番、南滝の川 番、地目「田」面積 27,451 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。JA た
--	---

きかわ転貸の期間満了のため相対で新規貸借するものです。

18 番、北滝の川 番、地目「田」面積 9,453 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。所有者の農地集約のため隣接地耕作者の さんが耕作するものです。

19 番、北滝の川 番、地目「畑」面積 39,835.71 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。これまで長年にわたり転作畑として耕作されてきましたが、水田活用の直接支払交付金の制度見直しに伴い、令和 9 年度までに水張りを行わなくてはならないのですが、畔がなく水田に戻すことは現状不可能なため担い手が見つからなかったのですが、 さんが「畑」でいいのであればとのことから「畑」として貸借することになったものです。

20 番、北滝の川 番、地目「田」面積 30,458 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。JA たきかわ転貸の期間満了のため相対で新規貸借するものです。

21 番、北滝の川 番、地目「田」面積 81,066 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。JA たきかわ転貸の期間満了のため相対で新規貸借するものと併せて さんが耕作していた期間満了の農地も新規で貸借します。

22 番、北滝の川 番、地目「畑」面積 1,115 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 さんが耕作していた期間満了の農地を新規貸借するものです。

23 番、北滝の川 番、地目「田」面積 14,999 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,668 円、総額 13 万円です。 さんの老齢、傷病に伴う規模縮小のため さんに代わって新規貸借するものです。

24 番、北滝の川 番、地目「田」面積 15,268 m²、 さんから さんへの貸貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんの老齢、傷病に伴う規模縮小のため遠隔地の農地を さんに代わって新規貸借するものです。

	25 番、北滝の川 番、地目「田」面積 54,281 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、6,000 円です。 さんの老齢、傷病に伴う規模縮小のため さんに代わって新規貸借するものです。 26 番、北滝の川 番、地目「田」面積 16,221 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。JA たきかわ転貸の期間満了のため相対で新規貸借するものです。 27 番、北滝の川 番、地目「田」面積 16,860 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんの老齢に伴う規模縮小のため遠隔地の農地を さんに代わって新規貸借するものです。 28 番、西滝川 番、地目「田」面積 7,437 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。これまで長男で新十津川町在住の さんが耕作していましたが、 さんの老齢に伴う規模縮小のため遠隔地の農地を さんに代わって隣接地耕作者の さんが新規貸借するものです。 29 番、江部乙町 番、地目「田」面積 25,595 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。これまで さんが貸借して耕作していましたが、老齢に伴う規模縮小のため解約したことから遠隔地の農地を さんに代わって新規貸借するものです。 30 番、江部乙町 番、地目「田」面積 47,479 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。これまで さんが使用貸借で耕作していましたが、所有者とのトラブルで更新しなかったことから さんに代わって新規貸借するものです。これまで土地状態が悪いからということで使用貸借でしたが、反当たり 1,000 円で耕作することになりました。 31 番から 33 番は使用貸借の更新です。 31 番、 さんから さん、期間は 4 年間、「田」として耕作します。
--	--

議 長 説 明 員	32 番、 さんから さん、期間は4年間、「田」として耕作します。 33 番、 さんから さん、期間は4年間、「畑」として耕作します。 次のページからは所有権移転の説明となります。 34 番、江部乙町 番、地目「田」面積 36,844 m²、「畑」面積 1,203 m²、 さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は 10,376,000 円 10a 当り、「田」28 万円、「畑」5 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。 35 番から 37 番については各あっせん委員より説明いたします。 以上で説明を終わります。 35 番、36 番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 江部乙西地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。 35 番、売り手 さんから江部乙町 番の売渡のあっせんの申出が12月9日にありましたので、農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を2月16日午前10時00分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん。委員の出席は江部乙地区委員7名、事務局2名の出席の中あっせんを行いました。あっせん結果の内容は、成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」32,381 m²、土地条件として泥炭は強いが、客土はしている、パイプラインがなくトラフで水を入れている、漏水の箇所がある。価格は10a 当たり「田」30 万円、総額 9,714,300 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 続いて36番、売り手 さんから江部乙町 番の売渡のあっせんの申出が12月6日にありましたので、農事組合、隣接地耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を2月16日午前10時44分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り
-------------------------	--

	手 さん、買い手 さん。委員の出席は江部乙地区委員 8 名、事務局 2 名の出席の中あっせんを行いました。あっせん結果の内容は、成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」41,089 m²、土地条件として基盤整備済、価格は 10a 当たり「田」32 万円、総額 13,148,480 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	所有権移転申請番号 37 番について、滝川西地区あっせん常任委員会副委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	江部乙西地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。 37 番、売り手 さんから江部乙町 番の売渡のあっせんの申出が 12 月 6 日にありましたので、農事組合、隣接地耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 2 月 16 日午前 11 時 05 分から市役所 3 階 302 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん。委員の出席は江部乙地区委員 7 名、事務局 2 名の出席の中あっせんを行いました。あっせん結果の内容は、成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」15,642 m²、土地条件として基盤整備済、価格は 10a 当たり「田」32 万円、総額 5,005,440 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	説明が終わりました。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番、所有権移転申請番号 35 番、37 番を除く 34 件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番、所有権移転申請番号 35 番、37 番を除く 34 件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番、所有権移転申請番号 35

		番、37 番を除く 34 件について、原案のとおり決定いたします。次に 議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 4 9 退室)
議	長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番について、質疑意見を求めま す。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番 については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 27 番については、原案のとおり決 定いたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 5 0 入室)
議	長	次に議案第 5 号、所有権移転申請番号 35 番については、農業委員会法 第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 5 1 退室)
議	長	議案第 5 号、所有権移転申請番号 35 番について、質疑意見を求めま す。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、所有権移転申請番号 35 番に ついては、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 5 号、所有権移転申請番号 35 番については、原案のとおり決定 いたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 5 2 入室)
議	長	次に議案第 5 号、所有権移転申請番号 37 番については、農業委員会法 第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 5 3 退室)
議	長	議案第 5 号、所有権移転申請番号 37 番について、質疑意見を求めま

各 委 員	す。
議 長	(なしの声あり)
	質疑意見を終了いたします。議案第5号、所有権移転申請番号37番に
	ついては、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号、所有権移転申請番号37番については、原案のとおり決定
	といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員14：54入室)
議 長	本日の議案については、以上でございます。
	その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたし
	ます。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第33回総会は3月29日14時00分からということで決定しま
	す。
	以上をもちまして、第32回滝川市農業委員会総会を閉会いたしま
	す。皆さんご苦労さまでした。(14：59)